

**愛媛県ポートセミナー
企画運営等業務委託企画提案募集実施要領**

1 趣旨

この要領は、愛媛県ポートセミナー企画運営等業務に係る企画提案募集（公募型プロポーザル）に参加しようとする者が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

愛媛県ポートセミナー企画運営等業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(3) 業務内容

別添「委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託料上限金額

5,881,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 企画提案への参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者に対し、企画提案への参加を認めることとする。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済みであること、又は企画提案への参加表明時に愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。
- (2) 企画提案書の提出時において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者ではないこと。
- (6) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下同じ。））であると認められる者

- イ 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(9) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

※共同企業体で参加しようとする場合は、代表者は(1)から(9)の全ての要件、構成員は(2)から(9)までの要件を満たすこと。なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

なお、スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

内容	期間等	対応様式
参加表明書及び質問書の提出期限	令和6年11月8日（金）17時まで	様式1, 2, 3, 5
質問への回答	令和6年11月11日（月）	—
企画提案書等の提出期限	令和6年11月15日（金）17時まで	様式6～9
企画提案審査	令和6年11月中旬	—
審査結果の通知	令和6年11月中旬	—

※各日における受付時間は、平日の9時から17時までとする。

5 企画提案の手続

企画提案への参加を希望する者は、参加表明書、誓約書及び企画提案書等をそれぞれの提出期限までに「10 問合せ及び書類提出先」に提出すること。

(1) 参加表明書（様式1-1又は様式1-2）及び誓約書（様式2）の提出

①提出期限：令和6年11月8日（金）17時まで（必着）

②提出方法：持参、郵送による。

③付属書類：共同企業体による参加の場合は、以下の書類も提出すること。

「委託業務共同企業体参加資格誓約書」（様式3-1）

「委任事項」（様式3-2）

「委託業務共同企業体協定書」（様式3-3）

※委託業務共同企業体協定書は、契約締結時の提出でも可。

④注意事項：・提出期限を超過した場合は、受け付けない。

・参加表明書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式4）

を提出すること。

(2) 質問書（様式5）の提出

本募集に係る質問を次のとおり受け付け、参加表明書の提出があった全ての者に対し、令和6年11月11日（月）までに、メールで回答する。なお、参加表明者以外からの質問には回答しない。

①提出期限：令和6年11月8日（金）17時まで（必着）

②提出方法：電子メールによる。

なお、メール送信後、担当窓口（企業立地課：089-912-2260）へ電話により着信の確認を行うこと。

〔送付先アドレス〕

kigyoricchi@pref.ehime.lg.jp

※件名は、「愛媛県ポートセミナー企画運営等業務質問書」とすること。

- ③注意事項：
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は、受け付けない。
 - ・質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
 - ・他の参加申込者からの企画提案書の提出状況に関する質問等、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがある質問については、回答しない。

(3) 企画提案書等の提出

①提出期限：令和6年11月15日（金）17時（必着）

②提出方法：持参又は郵送による。

③提出物及び提出部数

ア 企画提案提出書（様式6） 1部

イ 法人・団体の概要書（様式7） 1部

ウ 同種又は類似業務の受注実績表（様式8） 1部

業務の実績については、委託契約書の写しを添付すること。

エ 企画提案書 5部

様式任意。別添「審査基準」を参考に作成し、記述はできる限り平易な表現（図表等を含む。）を用いることとする。企画提案書には、以下の事項を記載すること。

- ・有識者による講演・交流会の企画内容
- ・ホテル会場（セミナー会場・交流会場・講師控室等）の確保
- ・広報及び集客方法

独自のネットワーク等により、本セミナーの趣旨に沿った参加企業の確保方法等があれば、提案書に記載すること。

- ・事業実施スケジュール
- ・事業実施体制
- ・その他本業務における提案者の強み、独自の創意工夫等

オ 見積書（様式9） 1部

見積りに係る積算内訳を別途添付すること。なお、内訳には積算根拠（単位、数量、単価及び金額）を具体的に記入すること。（様式任意）

(4) 留意事項

- ①参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び企画提案書等を無効とする。
- ②提出期限までに参加表明書及び企画提案書等を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ③提出された参加表明書及び企画提案書等は返却せず、企画提案者の選定及び企画提案書の評価・審査以外には、企画提案者に無断で使用しない。なお、審査に必要な最小限の範囲内で、複製を作成することがある。
- ④参加表明書及び企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ⑤企画提案書は、1者につき、1案のみの提出とすること。
- ⑥次のいずれかに該当する場合は、参加表明書及び企画提案書等の提出を無効とする。
 - ・民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
 - ・誤字、脱字等により、必要事項が確認できない提案
 - ・その他、企画提案に関する条件に違反した提案

6 選定方法

- (1) 選定委員会において、提出された企画提案書を別添「審査基準」を基に審査を行い、各審査員の点数を合計し、原則として「E」と評価された項目がなく、合計点が最も高かった者を最優秀提案者として選定する。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ①見積額が、委託料上限額を超えるとき。
 - ②企画提案書の提出後に、参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ③その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。
- (3) その他、選定方法について疑義が生じた場合は、必要に応じて選定委員会で協議の上定めるものとする。
- (4) 審査の結果は、全ての企画提案者に書面で通知する。なお、本審査に関する質問や異議には、一切応じない。

7 契約方法

- (1) 委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容の一部を変更することがある。
- (2) 契約保証金は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (3) 別添「委託業務仕様書」は、本件業務の最低水準を示したものである。最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書の仕様書は、県と提案

者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容を追加又は修正する場合がある。

- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

8 公平な企画提案の確保

- (1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案者は、最優秀提案者の選定前に、他の企画提案者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て、企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案及び契約の手続並びに委託業務の実施に際し、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書の著作権は各企画提案者に帰属するが、最優秀提案者の企画提案書の著作権は、委託契約を締結した時点で、愛媛県に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は企画提案者が行うとともに、その使用に係る費用は、委託料に計上すること。
- (5) 委託業務における成果品の著作権は、愛媛県に帰属するものとする。
- (6) 企画提案書の提出をもって、企画提案者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

10 問合せ及び書類提出先

愛媛県経済労働部 企業立地課 海運振興グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

T E L : 089-912-2260

F A X : 089-912-2259

メール : kigyoricchi@pref. ehime. lg. jp